

第4節 案内解説施設計画

(1) 案内解説施設の構成と意匠

両史跡への導入は、亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側隣接地に整備する「公開活用ゾーン①」の駐車場となる。ここを起点として亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚を見学・利用する。導入から各史跡への案内誘導や解説に関する各施設の構成は下表のように計画する。

史跡内に設置する施設は景観に調和した意匠にするとともに、色彩や形状について統一感のあるものとする。さらに、史跡毎に共通したロゴマークを付すなど、史跡のイメージづくりにも役立てるものとする。

これら施設の配置について、標識、案内板、誘導標識等はそのサイン自体を見せることが目的となるため、ある程度遠方からでも見える立上りのある形状とし、歩行視線の延長線上などの視認しやすい位置に設置する。一方、解説板類は解説対象を補完するものであるため、立上りの低い形状とし、整備地点の近くで動線付近に設置する。

なお、縄文遺跡案内所敷地には両史跡の標識、両史跡には世界遺産共通サイン、県道鯉ヶ沢蟹田線沿いには両史跡の道路標識を既に設置している。

表 14 案内解説板の構成

縄文遺跡案内所	① 標 識	
ガイダンス施設	② 総合案内板	両史跡の配置・動線
亀ヶ岡石器時代遺跡	③ 世界遺産共通サイン	
田小屋野貝塚	④ 史跡標識	史跡名称等
	⑤ 史跡内案内板	史跡内全体配置
	⑥ 利用案内	整備施設利用時の諸注意
	⑦ 機能域解説板	墓域・住居域等の機能域
	⑧ 遺構解説板	各遺構表示物に対する解説
	⑨ 眺望地点解説板	眺望対象景観の解説
	⑩ 学史解説板	出土遺物の名称・年代と意義
	⑪ 誘導標識	動線の誘導
	⑫ 樹名板	植栽樹木の名称
	両史跡の往復路	⑪ 誘導標識
県道鯉ヶ沢蟹田線	⑬ 道路標識	史跡の明示

① 標 識

両史跡への導入となる駐車場近くに、車から視認できる規模の標識を設置している。

② 総合案内板

利用起点から両史跡への利用動線を示すもので、立上りのある形状とし、地形図と利用動線を表示する。

③ 世界遺産共通サイン

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の共通サインであり、両史跡に設置している。



図 84 解説板イメージ①

④ 史跡標識

「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づき、指定史跡に設置することが義務付けられているもので、史跡名称、指定年月日、建設年月日、文部科学省の文字を標記する。石製柱とするのが一般的である。

⑤ 史跡案内板

各史跡の導入口付近に設置し、史跡内の整備施設の配置や動線を示すものである。

⑥ 利用案内

整備地内での利用制限や諸注意事項を示すものである。史跡案内板に兼ねることも可能である。

⑦ 機能域解説板

墓域、捨て場、居住域、貯蔵域などの遺跡の機能域を解説するもので、当該範囲の遺構の情報を視覚的に伝える。史跡内に置くことから高さを抑えた形状のものとする。

⑧ 遺構解説板

遺構表示等の意味を解説するもので、出土状況の写真・図面や表示物の内容を解説する。遺構表示物と対照して見学するため、高さを抑えた平置きに近い形状のものとする。



図 85 解説板イメージ②

⑨ 眺望地点解説板

設定した眺望地点からの景観を解説するもので、そこから望むものの意義などを解説する。田小屋野貝塚の東の津軽平野を望む眺望地点では、利用者の携帯端末から復元映像のVRを閲覧するためのQRコード（二次元バーコード）を付す。この復元映像では、縄文海進により形成された古十三湖が広がる様子を表現する。

⑩ 学史解説板

これまでの調査研究の歴史の中で、およその調査地点が判るものはその地点付近に出土遺物の名称、写真や図面、年代、その意義等を説明する表示板を置く。

⑪ 誘導標識

合理的な見学動線を案内誘導するもので、ある程度遠くからでも視認できる大きさとする。両史跡内の園路のほか、史跡間を往復する歩道にも設置する。

⑫ 樹名板

「植栽ゾーン」において、代表的な樹種や特徴となる樹木について樹名板を設置する。一般名や学名、葉・花・実の特徴や当時の利用方法等を解説する。

樹木の成長に併せて活用の中で製作設置していくことも考えられる。

⑬ 道路標識

県道鯉ヶ沢蟹田線沿いの両史跡の導入口付近に設置しており、車両利用者に対して史跡の存在を明示する。

⑭ 両史跡をつなぐ動線

両史跡をつなぐ動線として、県道鯉ヶ沢蟹田線の西に暫定歩道を部分的に設置しているが、今後同じ場所に歩道を本整備する計画である。

この新設歩道には、両史跡の近くに誘導標識を置く。さらに、遺跡に近づいたことが感じられるように、誘導標識の付近から遺跡にかけて舗装表示を施す等の工夫を検討していく。



図 86 解説板イメージ図③

(2) 多言語対応

青森県では、外国人観光客の県内消費に密接に関わる飲食店、小売店、観光施設、宿泊施設、交通施設において受入環境を改善し情報発信することにより、インバウンドの増加による経済効果を全県に波及させるため、外国人が利用しやすい立ち寄り施設等の基準を定めている。

「青森県外国人にやさしい立ち寄り施設受入対応基準」によれば、観光施設については以下の3点が受入対応基準として示されている。

- ①ピクトグラム又は英語による館内表示、若しくは英語パンフレット等による館内表記があること（表示箇所：非常口、インフォメーション、トイレ）
- ②無料Wi-Fi利用環境が整備されていること
- ③多言語対応ができること（多言語翻訳アプリの導入、多言語電話通訳サービスへの加入、英語・中国語・韓国語で対応できるスタッフ配置のいずれかで可）

この基準に基づき、史跡の遺構解説板等においては板面に英語を併記しつつ、中国語・韓国語等の多言語についてはQRコードの読み込みによる表示方法を検討していく。

また、史跡地及び公開活用ゾーンにおける無料Wi-Fi利用環境の整備も検討する。

(3) バリアフリー対応

遺構解説板等の内容については、QRコードの読み込み等による音声ガイドシステムの導入や点字表記の併用を検討していく。

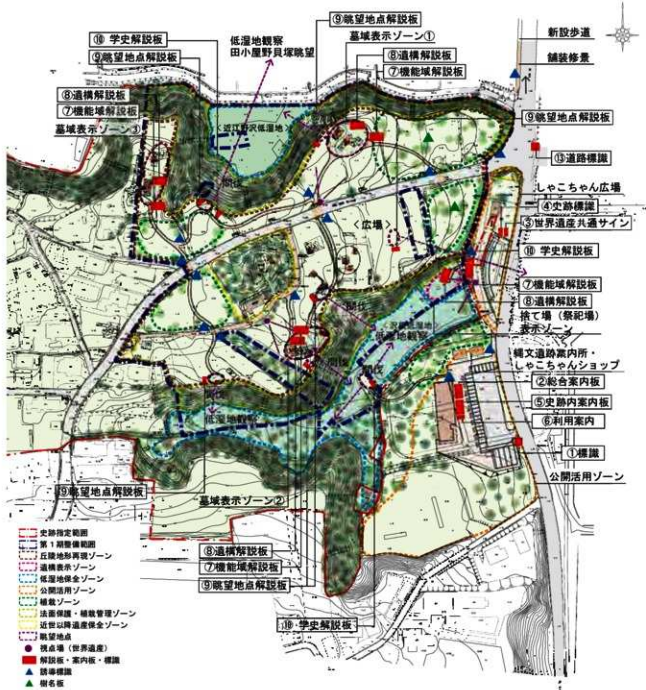


図 87 亀ヶ岡石器時代遺跡 案内解説板配置図 S=1/2500

第5節 ガイダンス施設に関する計画

(1) 施設の目的

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の現地では表現が難しい遺構や遺物の情報、また縄文時代の環境に関することなど、総合的に展示解説することで、現地整備を補完する展示施設とする。さらに、両史跡への来訪者に供するビジターセンターとして整備する。

(2) 施設の機能

両史跡現地での整備を補完し、遺跡の理解に必要な展示機能のほか、体験学習機能及び便益機能を持つものとする。また、当該施設及び両史跡の管理機能も集約する。

検討の前提条件として、施設は通年利用とする。また、目標とする年間来場者数について、同様に通年利用の木造亀ヶ岡考古資料室の令和4年度来館者実績が4,091人であり、当施設についてはその約2倍の10,000人程度を想定する。

なお、既設の「しゃこちゃんショップ」はショップとしての機能を継続しつつ、「縄文遺跡案内所」はその機能を新規ガイダンス施設に集約し、現状施設は農産物の直売所等として継続利用するよう、庁内関係課及び市観光物産協会等の関係機関と協議していく。

① 展示機能

両史跡の現地では表現できない遺構の情報や遺物のほか、縄文時代の立地環境や植生、調査研究の歴史、さらに世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値等について紹介する。また、企画展示コーナーを設ける。

ここで、史跡現地での表現とガイダンス施設での展示について次のように整理する。

表 15-1 現地整備内容とガイダンス施設展示内容-1

機能域（居住域、墓域、貯蔵域）の表示		
	現 地	ガイダンス施設
亀ヶ岡石器時代遺跡	解説板・QRコードを用いた写真・図面等による説明	地形模型やパネル等で想定範囲を表示
田小屋野貝塚	VR・AR等の活用（墓域表示ゾーン②）による説明	
遺構表示：亀ヶ岡石器時代遺跡		
	現 地	ガイダンス施設
竪穴建物跡	なし（第2期整備対象範囲のため）	地形模型やパネル等で位置表示
土坑墓	マウンド立体表示（墓域表示ゾーン①～③）	・マウンドを伴う土坑墓の土層剥ぎ取り断面展示 ・土坑墓構造の模型展示 ・埋葬過程のジオラマ展示
土器棺墓	平面表示	復元展示
捨て場	遺物出土状況写真のパネル表示	・遺物出土状況の復元展示 ・調査区土層断面の復元展示

表 15-2 現地整備内容とガイダンス施設展示内容-2

遺構表示：田小屋野貝塚

	現地	ガイダンス施設
竪穴建物跡	・構造の確認されたものは復元表示（柱・桁・小屋組みの立体表現） ・一部確認のものは窪地表現あるいは平面表示	・土層の剥ぎ取り断面展示 ・遺構検出状況の3次元モデル表示（タッチパネルディスプレイを利用）
貝層	建物跡の窪地表現＋貝層復元表示	貝層の剥ぎ取り断面展示
土坑墓	平面表示（人骨出土土坑墓は原寸大の写真パネル貼り込み）	出土人骨及び部分複製による出土状況復元展示
フラスコ状土坑	平面表示	模型による断面展示等

植生復元

	現地	ガイダンス施設
亀ヶ岡石器時代遺跡	植栽ゾーンにクリ・トチノキ・クミミ等を植栽	植生復元の根拠となるデータ紹介（植物遺体、ボーリング調査、花粉分析等）
田小屋野貝塚	植栽ゾーンにクリ・コナラ・オニグルミ等を植栽	

地形造成

	現地	ガイダンス施設
亀ヶ岡石器時代遺跡	遺構保護や段差解消を目的とした盛土及び切土	推定される旧地形を地形模型で表示
田小屋野貝塚	遺構保護や段差解消を目的とした盛土及び切土	

② 体験学習機能

縄文時代をテーマとした屋内体験学習室を設け、歴史講座等の会場としても活用する。さらに、施設周辺に広場を設け、屋外の体験活動とも連動した活用もできるように計画する。

なお、屋内体験学習には学校1クラス（約30人）の利用に対応したものとする。

③ 便益機能

便所及び休憩機能を想定する。

便所の規模については後述する算定式より男子（小2、大2、洗面2）、女子（大3、洗面2）、多目的便室1とする。

休憩にはロビーを利用するほか、昼食（弁当）利用等には体験学習室の利用を想定する。

■ 便所の必要器具数の算定

令和5年度の縄文遺跡案内所来場者統計に基づいて、次のように算定する。

令和5年度の4～11月（1～3月休止）の合計来場者数は7,317人で、そのうち最多は8月の1,399人であり、合計の19.1%を占める。また、縄文遺跡案内所の8月日毎統計より、1日当たり平均45.1人に対し、休日（土・日）の平均は59.3人であり、休日平均/全平均＝1.31倍となる。

ここで、想定する年間来場者数10,000人とする、8月の来場者数は19.1%の1,910人と推計され、総平均1,910人/31日＝61.6人となり、休日はその1.31倍の80.6人となる。

しかしながら、令和5年8月に来場者数100人を超えた日が4日あるので、最大100人に対するトイレ器具数を検討した。この人数に対する器具数について、公益財団法人空気調和・衛生工学会資料を参考に、次のように算定される。但し、男女比は1:1とし、男50人、女50人とし、任意利用形態（随時便所を利用できる）の「百貨店・量販店」を適用し、またレベル2（標準的な器具数）とした。

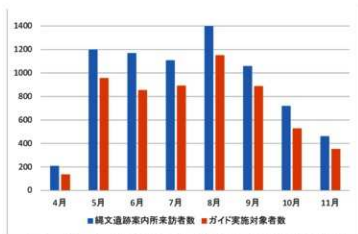
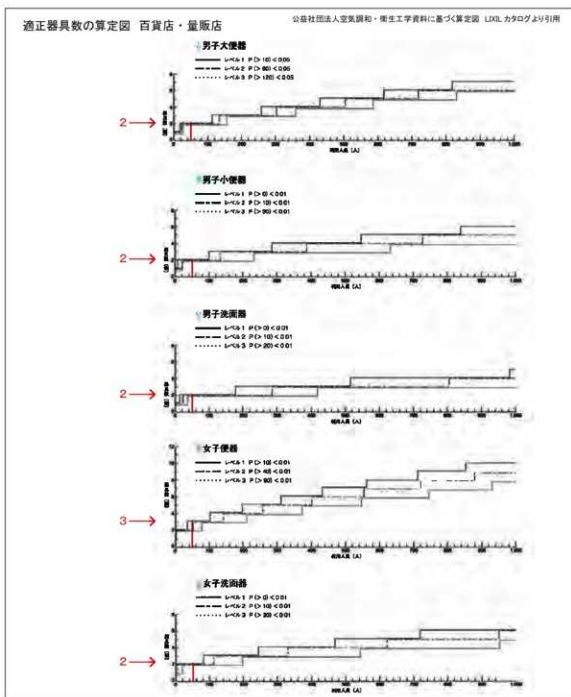


図 89 令和5年度縄文遺跡案内所来訪者・ガイド実施対象者数



④ 管理機能

常駐管理人（2人）の居室となる管理室のほか、ボランティアスタッフの控室として5人を収容できるガイド控室を設ける。

(3) 駐車場

便所の器具数と同様に、令和5年度の縄文遺跡案内所来場者統計に基づいて算定する。

先述の通り、年間利用者数10,000人とした場合の最多来場者月である8月の休日利用者はトイレの場合と同様に100人とする。また、個人：団体の比率は59.1%：40.9%（8月統計）である。これに基づくと、8月多客日の個人は67.1人、団体は32.9人となる。

団体はバスの利用を想定し、個人は乗用車での利用を想定すると、来場者用の駐車台数は次のように算定される。

$$\text{駐車台数 } Y = A \times C \times (1/D) \times (1/E)$$

ここに	Y: 来場者駐車場必要台数	15台
	A: 利用者数	67.1人
	C: 自動車分担率	100%
	D: 1台当たり同乗者数	1.5人（1～2人）
	E: 駐車場回転数	3回

現状の駐車場の乗用車駐車帯は14台であり、そのうちショップ販売員1台、ボランティアガイド等の車両を3台程度と考えると来場者用は10台であり、8月の休日の利用率は8～9割程度であるので、倍程度の想定利用者に対しては適正な台数と判断される。

以上の検討及びガイドダンス施設開館後の来訪者増加を見込んで、乗用車は25台（うち、車椅子対応2台）とし、大型バス4台程度が適正な駐車場規模と考えられる。なお、常駐管理人とボランティアガイドは、「公開活用ゾーン」南側の管理者用駐車場を利用するものとし、イベント時等ボランティアガイドの人数が増加する場合は、管理者用駐車場付近を臨時駐車スペースとして利用する。

(4) 施設の配置

亀ヶ岡石器時代遺跡の南側に確保した「公開活用ゾーン」（市有地）に設ける。このゾーン内にはガイドダンス施設のほか、屋外体験学習場、駐車場を配置する。

ガイドダンス施設は史跡への導入に近い北側に配置し、県道に面した東側に駐車場を設ける。なお、同施設は周知の埋蔵文化財包蔵地に抵触しない配置とする。ガイドダンス施設から史跡へ向かう歩行動線と車両動線を離し、駐車場の入口を南側、出口を北側に設ける。また、屋外体験学習場は南側の平坦地のほか、既存の白樺林の緑陰を活かした場所の2箇所に設ける。

なお、既存のしゃこちゃんショップは継続利用し、縄文遺跡案内所は農産物直売所に利用するよう、庁内関係課、市観光物産協会等の関係機関と協議していく。



図90 公開活用ゾーン配置図 S=1/1000

(5) 施設の概要

ガイダンス施設は鉄筋コンクリート造平屋建てとする。

基本的な各室配置として、北側に展示部門としての展示室（有料範囲）、中央に管理運営部門と共用部門、南側に体験学習室を配置する。

展示室は日照による温度変化を軽減するため、北側に配置する。展示室内に世界遺産コーナー、企画展示コーナーを設ける。

管理運営部門として中央西側に事務室を設ける。事務室内に受付、ボランティアガイド控えスペース、授乳室、ロッカー等を配置する。なお電気室は北西角に配置したが、今後の詳細検討により要否を判断していく。

表 16 ガイダンス施設面積表

部門	部屋	面積(m ²)
展示部門	常設展示室	200
	小計	200
体験学習部門	体験学習室	72
	小計	72
管理運営部門	事務室	38.3
	受付、ガイド控、授乳室 ロッカー、倉庫含む	
	電気室(※)	22.5
	小計	60.8
共用部門	風除室	9
	ロビー	25
	ホール、廊下	29.7
	トイレ	37.5
	多1、男子(大2、小2、洗2) 女子(大3、洗2)、掃除1	
	小計	101.2
	合計	434

※電気室は、詳細な検討（実施設計）と関係官庁との協議により、設置の有無が変わる可能性がある。

・上記の他、軒下 66m²、合計 500m²

共用部門は、東側に施設の出入口、ロビー、中央に廊下、西側に便所を設ける。

体験学習室は南側の屋外体験場や東側の広場と一体的な利用を想定し、雨天の活動にも有効な軒下を設ける。

遺跡からの景観について、亀ヶ岡石器時代遺跡の丘陵上からは樹木で遮蔽されてガイダンス施設はほとんど視認されないと考えられる。しかし、ガイダンス施設は沢根地区低湿地に隣接する配置とするため、今後の計画において、景観に配慮した外観の形状や色彩とする事が求められる。

各室の配置計画と必要となる面積を検討し、平面イメージを作成した結果、合計約430㎡の床面積の建築物とした。



図91 ガイダンス施設平面図 S=1/300

(6) 展示計画

両史跡の現地地で表現できない遺跡の意義や遺構・遺物に関する展示のほか、他機関からの借用資料展示等を行う企画展示や世界遺産紹介等を行う。また、遮光器土偶3D画像紹介やPCコーナーはロビーを利用する。

① 共通展示

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚に共通する展示として、世界遺産紹介、両遺跡の研究史、古環境紹介、地形模型の展示を行う。また、遮光器土偶のレプリカは共通展示の冒頭における展示を検討する。

- ・遮光器土偶：他機関より借用予定のレプリカ2体のうち、1体はケース展示、1体（前後分割型）はハンズオン展示とする。
- ・世界遺産紹介：グラフィックパネル等により「北海道・北東北の縄文遺跡群」の意義や構成資産を紹介する。
- ・両遺跡の研究史：グラフィックパネル等により、これまでの調査研究の歴史を紹介する。
- ・古環境紹介：古十三湖の変遷など、縄文時代早期から晩期の環境に関する展示を行う。遺跡から出土した動物・植物遺体、ポーリング調査による古環境分析、花粉分析等のデータを紹介する。
- ・地形模型：両史跡と屏風山砂丘地・津軽平野を含む復元地形模型を展示する。縮尺は1/500程度とし、2.5m×2.5mの規模を想定する。



図92 地形模型想定範囲

② 亀ヶ岡石器時代遺跡展示

- ・墓制に関する展示として、マウンドを伴う土坑墓の剥ぎ取り断面を用いた展示や、埋葬過程を示すジオラマを展示する。
- ・土坑墓とともに墓域を構成する土器棺墓を復元展示する。
- ・捨て場となる沢根地区低湿地の調査区の土層断面復元展示のほか、遺物出土状況の復元展示を目指す。
- ・亀ヶ岡石器時代遺跡の出土遺物や代表的な遺物のレプリカ等をケース展示する。

③ 田小屋野貝塚展示

- ・堅穴建物跡に関する展示として、剥取断面（5.2m×0.6m）を利用した断面展示のほか、検出状況を紹介する3次元モデル（タッチパネルディスプレイ）を展示する。
- ・貝塚の展示として、堅穴建物跡内貝塚の剥ぎ取り断面を用いた展示を行う。
- ・現地地で表現できないフラスコ状土坑の断面模型を展示する。
- ・土坑墓から出土した人骨の検出状況の復元展示を行う。
- ・田小屋野貝塚から出土した貝輪や土器等の特徴となる遺物を展示する。

④ 企画展示

- ・他機関からの借用資料を用いた企画展示や、出土遺物を用いたテーマ展示等を行う。

⑤ 寄託・寄贈遺物展示

- ・現在、木造亀ヶ岡考古資料室に展示される個人寄託資料及び寄贈資料をこの施設に移管する。壁面固定ケース及び引出式ケース等を活用して展示する。

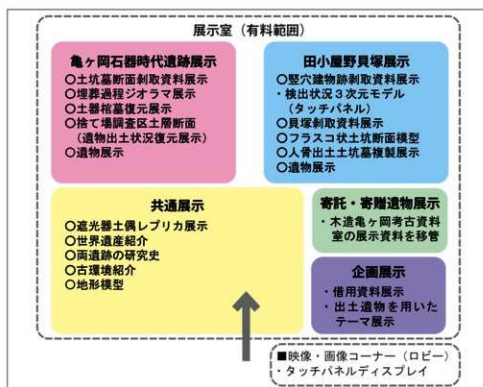


図 93 展示概念図

⑥ 映像・画像コーナー

- ・無料範囲のロビーを活用し、パソコンやタッチパネルディスプレイを用いて、遮光器土偶3D画像や遺跡の概要、地形、調査研究の歴史、外部機関が所蔵する亀ヶ岡石器時代遺跡出土資料を紹介する。また、両史跡の全体像を紹介する映像を制作し、体験学習室を映像コーナーとして活用することも検討していく。

(7) 多言語対応

第5章第4節(2)に述べたとおり、「青森県外国人にやさしい立ち寄り施設受入対応基準」に則り、ガイドンス施設においては、ビクトグラムや英語による館内表示を行いつつ、各種の説明文等については音声・文章表示システムの導入を検討していく。

(8) バリアフリー対応

車椅子を利用して見学できるように、見学ルートや展示台の高さ、スロープ等の設備に配慮する。また、音声ガイドや点字表記等についても検討していく。

(9) 運営計画

基本的には市の直営とするが、施設管理は業務委託とする。運営体制は、常駐管理人2名程度（市職員1名、施設管理員・委託1名を想定）のほか、ボランティアガイド（平日3名、休日5名程度を想定）とする。また、展示室は有料とし、その他は無料施設とする。

通年利用の施設とするが、遺跡来訪者が減少し、ガイド活動も休止する12月から3月については、月曜日および年末年始は休館とする。このため、トイレやガイド控室の単独利用は想定しない。

第6節 周辺環境の保全に関する計画

(1) 環境保全範囲

両史跡周辺の環境保全計画範囲は、世界遺産登録において緩衝地帯に設定し、かつ、つがる市景観計画において特定景観地域に設定されている範囲とする。この範囲は両史跡と一体的な自然景観を成しており、丘陵は縄文時代以来の地形を残し、さらに低地部は古十三湖の一角にあたる。なお景観計画において、特定景観地域は市の景観づくりにおける重要性の高まりや、地域住民の意向なども踏まえ、必要に応じて追加指定できるとしており、この整備基本計画においても特定景観地域の追加指定に応じて環境保全範囲の拡大を検討する。



図 94 景観保全範囲

(2) 環境保全計画

つがる市景観計画において、特定景観地域については建築物・工作物や開発行為その他の土地の形質改変、土石の採取、木竹の伐採、屋外堆積物、水面の埋立て、太陽光発電設備に対する届出義務や景観形成基準を定めている。その他、特定景観地域の大半に文化財保護法、砂利採取法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等が適用されており、これらの基準・規制の運用により環境保全を図っている。

縄文時代の遺跡景観に調和した景観形成に向けて、上記の基準や関係法令を順守すべく土地所有者・管理者に理解と協力を求めていく。

史跡内の整備やガイダンス施設においても、遺跡景観に調和するよう努めるとともに、田小屋野貝塚内から遠望される風力発電風車群の翼や携帯電話基地局鉄塔に対する緩衝植栽などを必要に応じて実施していく。

低地部には良好な田園景観が広がっているが、景観計画にも指摘される通り、送電線や電柱等の人工物は自然景観の中で強い違和感をもって捉えられるので、将来的には電線類の整理や地中化なども視野に関係機関と調整を図っていく。

両史跡へのアクセスとなる県道鯉ヶ沢蟹田線については、景観計画にも定める通り、特定景観地域を超えて、車両による遺跡への移動時から縄文遺跡に相応しい風景を享受できるように、突出した色彩の建築物・工作物等を抑制するなど、景観保全・形成を図っていく。

第7節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) つがる市の関連文化財等との活用連携

① 関連する文化財等

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚に関連する文化施設については、以下の方向でガイドランス施設との役割分担及び統廃合を検討していく。

・木造亀ヶ岡考古資料室

亀ヶ岡石器時代遺跡の出土資料1千点以上を展示している。これらの出土資料はガイドランス施設に移管する予定であり、その後は閉館する。

・縄文住居展示資料館カルコ

縄文時代住居のジオラマ展示や、田小屋野貝塚出土資料、亀ヶ岡石器時代遺跡出土資料のほか、市内の遺跡の出土資料を展示している。両史跡の出土資料はガイドランス施設に移管する予定であり、その後は市内の通史展示やテーマ展示を充実させる。

・森田歴史民俗資料館

田小屋野貝塚と同時期の円筒土器文化に属する石神遺跡（縄文時代前期～中期）出土資料を展示している。将来的には、市の中心部に整備予定の博物館に資料を移管する予定である。

文化施設のほか、亀ヶ岡石器時代遺跡から1kmほど南方には、近世以降の新田開発の歴史を今に伝える亀ヶ岡城跡や大溜池等の歴史遺産が所在する。特に亀ヶ岡城跡は、その築城が亀ヶ岡石器時代遺跡発見の発端として『永祿日記』（館野越本）に記されていることから重要な関連遺跡である。

また、市内には屏風山砂丘地や岩木山北麓に縄文時代前期中葉以降の遺跡が数多く確認されていることから、縄文時代の集落を育んだ自然環境についても関連する遺産と位置付けられる。

② 包括的な整備活用方法

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚を核とした縄文遺跡の活用のため、市の観光・ブランド戦略課や観光物産協会と連携して、関連する文化施設や縄文時代を感じる自然環境を巡る「縄文ツアー」を設定し、広く周知・活用していく。

ガイドランス施設、縄文住居展示資料館カルコ、森田歴史民俗資料館の相互に案内誘導する仕組みを作るほか、屏風山砂丘地と低地（古十三湖）を望む視点場の設定、また、ベンセ湿原や出来島埋没林に代表される津軽国定公園を巡る動線設定、亀ヶ岡城跡や大溜池、神社仏閣、石造物等を含めた周辺歴史遺産を巡る動線設定など、テーマ別周遊マップの作成・配布のほか共通サインの設置、デジタルコンテンツの発信、またイベントとしてのツアー実施など、多方面に周知し積極的に活用していく。



木造亀ヶ岡考古資料室



縄文住居展示資料館カルコ
写真 51 関連する文化財等 -1



森田歴史民俗資料館



津軽平野から見た屏風山砂丘地



ベンセ湿原

写真 52 関連する文化財等 - 2

(2) 世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」との活用連携

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産を所管する自治体共通のイベントとして、登録記念フォーラムやスタンプラリー等が行われているほか、各県単位や各遺跡で特別展や講座、体験学習会等が行われている。

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚を所管するつがる市では、四道県関係市町の共同事業に引き続き連携して取り組んでいくほか、青森県内の構成資産の共同イベント等の取り組みに参画していく。

さらに、運営上の連携として活用や維持管理に関する情報交換を行うほか、遺跡活用団体やボランティアガイドの人的交流を強化していく。

第8節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 発掘調査

亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の造成計画において、当時の地形に近付けるために後世の盛土と考えられる部分を一部切土する計画としている。この部分については、あらかじめ現状面から遺構面及び遺物包含層までの深さを把握する目的で試掘調査を行う。あわせて、過去の調査区壁際で確認されたマウンドを伴う土坑墓の土層断面剥ぎ取りを行う。

なお、遺構の表現に関する整備は、現在までの発掘調査成果に基づいて実施する。

(2) 植生調査

令和4年度にボーリングコアを用いた花粉分析等の古環境調査を行い、田小屋野貝塚（縄文時代前期）及び亀ヶ岡石器時代遺跡（縄文時代晩期）の植生復元に資する追加情報が得られた。今後、整備において目指す植生環境について、想定される樹種の入手や植栽方法、また維持管理方法について調査する。

(3) 低湿地の水位・水質観測

亀ヶ岡石器時代遺跡の沢根・近江野沢地区の低湿地に埋蔵される有機質遺物の保存環境を継続的に把握するため、令和5年度よりボーリング孔を利用した地下水観測に着手している。

今後この調査を継続し、整備工事の実施や異常気象等が低湿地に与える影響の有無を観測していく。

第9節 公開・活用に関する計画

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の活用においては、縄文時代前期から晩期にわたって連続と営まれた屏風山地域の縄文時代遺跡の価値や、当時の生活の様相、また自然とのかかわり方などを楽しく学び、感じ取ってもらえるような取り組みを目指す。さらに、調査・研究の成果を広く発信するとともに、両史跡の価値や魅力を展示、体験活用、各種の行事などを通じて地域の人々に理解してもらい、地域に対する愛着と興味を醸成していくことを目指していく。

また、両史跡の活用にあたっては、世界遺産を構成する重要な資産であることから、他の構成資産との活用連携を重視し、共同イベントの開催や管理運営における情報交換、人的交流を深めていく。

(1) 広報・情報発信

① デジタルコンテンツの活用

デジタルコンテンツによる情報発信として、現在運営する「つがる市 JOMON ポータルサイト」のコンテンツを整備の進捗に運動してさらに充実させていく。また、このポータルサイトのURLをQRコード化し、各種の普及紙に掲載することも検討していく。

② ガイドブックの作成

現在、縄文遺跡案内所では周遊マップを配布して情報発信に努めているが、史跡来訪者の多様なニーズに応えていくためにはガイドブックの作成が必要である。ガイダンス施設の常設展示図録や児童・生徒を対象としたジュニアガイドブック等を作成し、史跡の価値を幅広く伝えていく。新たに作成するガイドブックには、現地整備やガイダンス施設展示を補足する内容も盛り込むよう検討していく。

③ イメージ・グッズ開発

亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した遮光器土偶は「しゃこちゃん」の愛称で市民に親しまれており、史跡現地の大型石像や木造駅外壁の大型モニュメントが設置されている。また、遮光器土偶を模した様々なグッズが開発・販売されるなど、その存在は既に市民の間で定着している。

一方、田小屋野貝塚は市民の認知度が依然低く、今後はベンケイガイの貝輪など、遺跡をイメージさせるデザイングッズの開発と運用が望まれる。両史跡に関する魅力的な商品開発のため、つがる市観光物産協会とも連携しつつ商品事業者にも働きかけていく。

④ 関係機関との連携

市内商業施設での企画展示・イベント等の実施のほか、JRやバス等の公共交通機関に両史跡をPRするポスターやイベント情報の掲示について協力を求めていくことで広報に努める。

地元のタクシー事業者に対しては、両史跡及び関連資料館、さらには屏風山砂丘地を望む視点場の位置等に関する情報を提供し、タクシー利用者の利便性向上を図る。

旅行関連事業者に対しては、両史跡の魅力やガイダンス施設で体験できる内容、またイベント等について継続的に情報を提供し、周遊ツアー客だけでなく、じっくり史跡を見学・活用する個人旅行者を対象とした広報にも取り組んでいく。

(2) 体験活用

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚で明らかになった縄文時代の生活に関連した体験活用を実施する。現在までに行っているベンケイガイの貝輪づくりや火おこし、土器の拓本採りに加

え、今後整備するガイダンス施設の体験学習室や屋外体験場、さらには整備する両史跡の広場等を利用して、縄文時代の衣・食・住に関連する体験を充実させていく。そのメニューとして、縄文衣服や装飾に関連することや、遺跡内の木の実や食用草本を採集すること、また調理器具となる土器づくりや信仰に関わる土偶づくり、さらには、ガイダンス施設付近の体験広場を利用した堅穴建物づくりなどを企画し、いつでも参加できる体験のほか、継続的に関わることで実現する体験などを実施していく。

(3) 学校教育との連携

将来の遺跡保存・活用の担い手を育成するため、市内の学校教育との連携を重視する。児童・生徒が校外学習や体験活用等に参加することを通じて、両史跡の理解と愛着へとつなげる取り組みを実施していく。

市教育委員会では、これまでも「つがるの文化財あれこれ」出張講座、「つがる市型「郷土学」の副読本や紹介映像のDVD 作成などを行ってきた。今後、各種のイベントへの参加を呼び掛けることや、ジュニアボランティアガイドの実施、あるいは自由研究のテーマに両史跡を取り上げることなど、学校教育との連携を深めていく。さらに、地域の大人とともにこれらの取り組みに参画することで、世代間交流にも役立てていく。

また、県立木造高等学校はJ R東日本やNPO 法人つがる縄文の会と連携し、史跡をテーマにした「駅からハイキング」の実施や観光VRの開発を通じて魅力発信に努めており、学校のこうした取り組みを今後とも積極的に支援していく。

(4) 地域との連携

市民を中心として組織されたNPO 法人つがる縄文の会（現在会員数86名）は、史跡の情報発信を目的として現地イベントやフォーラムを継続的に開催しており、市・関係団体・地域住民が連携を図りながら今後ともこうした取り組みを支援していく。地域住民に対しても、整備の進捗にあわせて丘陵上の広場や「公開活用ゾーン」を利用した各種の活用事業への参加を呼びかけていく。今後もイベントを定期的の実施していくことで、地域に根付き、やがては地域の風物詩のひとつとなるような取り組みへと育てていく。

令和元年以降、つがる縄文遺跡案内人（現在登録者13名）によるガイド事業は着実に実績を重ねてきているが、整備後はボランティアガイドの需要が増大することが予測されるため、今後とも広く登録者を募っていく。ガイド登録者及び一般市民を対象としたボランティアガイド養成講座は、NPO 法人つがる縄文の会との連携事業として今後とも継続し、ガイドの担い手育成や生涯学習の場として活用していく。

以上のような取り組みを通じて史跡の関係人口を増やし、整備に関わる諸施設や広場・植栽等の管理にあたって地域と連携した管理体制の構築へとつなげていく。

(5) 調査研究

① 発掘調査

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚のいずれも、発掘調査により地下の状況を把握できた範囲は一部である。遺構や遺物包含層の広がりとともに、その保存状態を把握するための調査は、第1期整備対象範囲において今後とも継続的に実施していく。また、亀ヶ岡石器時代遺跡の第

2期整備対象範囲には住宅や倉庫等が広がり、地下の状況が不明な箇所も多いことから、第2期整備に向けた追加調査も実施していく。

② 連携事業

長い調査研究の歴史を有する亀ヶ岡石器時代遺跡は、国内外の多くの大学・博物館に様々な出土資料が所蔵されている。このため、継続的な資料調査を実施してデータベースの構築を進め、ガイダンス施設において情報公開を図っていく。また、亀ヶ岡石器時代遺跡の重要遺物や発掘調査資料を収蔵する博物館・大学の資料を借用しながら、企画展示の実施や常設展示の更新にも取り組んでいく。

これまでも発掘調査の現地説明会を実施してきたほか、NPO 法人つがる縄文の会では、「JOMON 亀ヶ岡文化フォーラム」を開催するなど、遺跡の情報や研究成果の公開を行ってきた。こうした事業は継続しつつ、今後、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産を所管する自治体や研究機関との学術面での情報交換を深めていくほか、共同シンポジウムの開催等も検討していく。

第10節 管理・運営

(1) 管理・運営体制

史跡の管理・運営の主担当はつがる市教育委員会とし、文化財課が庁内関係課と連携して実施していく。その際、史跡を利用する関係機関及び市民の意見や要望を管理・運営に反映させることを目的として、今後新たに史跡保存活用協議会を設置して連絡調整を図っていく。保存活用協議会の運営体制は以下を想定する。

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用協議会運営体制（案）

行政：つがる市・つがる市教育委員会
遺跡活用：NPO法人つがる縄文の会
ガイド：つがる縄文遺跡案内人
観光：つがる市観光物産協会
学校：市内の小・中学校、県立木造高等学校
自治会等：地元自治会、館岡財産区
市民：市民の代表者

(2) 運営計画

整備後には、史跡来訪者や史跡を活用する市民のニーズの一層の多様化が想定される。すでにNPO法人つがる縄文の会や木造高等学校との連携による運営実績があるため、既存の取り組みを活かしつつ、今後想定される運営内容とその役割を以下に示す。

① 史跡ガイド

ボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」が主体となり実施するが、将来的にはジュニアボランティアガイドが期間限定で参加できる仕組みづくりを進めていく。

② ガイダンス施設の展示解説

文化財課職員やボランティアガイドが実施する。

③ ガイダンス施設の展示替えや企画展示

文化財課職員が実施する。

④ 体験学習の企画・実施

体験メニューの企画は文化財課職員が行う。体験講座は、文化財課職員がボランティアガイドやNPO法人つがる縄文の会、市民等の協力を得ながら実施する。

⑤ 学習支援

小・中学校や高等学校が実施する総合的な学習等には文化財課職員が対応し、必要に応じてボランティアガイド等の協力を得る。

⑥ 市民参加型イベント

遺跡活用団体であるNPO法人つがる縄文の会が主体となり、木造高等学校や市民団体と連携して実施する。実施にあたり文化財課が支援する。

⑦ 体験学習・イベント等の周知

文化財課とNPO法人つがる縄文の会が主体となり実施する。

⑧ 「公開活用ゾーン」での物販

観光・ブランド戦略課やつがる市観光物産協会、地元自治会等と文化財課が連携して実施する。縄文遺跡案内所を利用した農産物直売等についても同様の体制とする。

(3) 管理計画

近年、史跡利用者は増加傾向にあることから、これまで文化財課が実施してきた草刈り・枝払いや案内板等の施設管理に加え、史跡内外の道路・水路等の管理についても関係機関と一層の連携を図っていく必要がある。史跡周辺は世界文化遺産の緩衝地帯でもあるため、景観保全の観点から、関係法令所管課と連携して保存管理を実施していく。

今後想定される管理内容とその役割を以下に示す。

① 日常的管理

文化財課職員とボランティアガイドが各種施設や園路等を日常的に巡回して異常の有無を把握し、維持管理に関する措置は文化財課が行う。

② 看板等清掃・ゴミ拾い

文化財課職員とボランティアガイドが実施する。

③ しゃごちゃん広場管理

公園・トイレ・園路等の維持管理は、文化財課が業務委託により実施する。

④ 草刈り

文化財課が業務委託により実施するが、将来的には地元の自治会や老人クラブへの一部委託も検討していく。

⑤ 高木等の枝払い・倒木処理

文化財課が業務委託により実施する。

⑥ 史跡内の市道管理

文化財課と情報共有を図りつつ、土木課が実施する。

⑦ 史跡東隣の県道管理

土木課や文化財課と情報共有を図りつつ、青森県西北地域県民局地域整備部が実施する。

⑧ 電柱・電線管理

文化財課と情報共有を図りつつ、東北電力やNTT 東日本が実施する。

⑨ 史跡及び周辺地域の景観保全

関係法令の所管課である建築住宅課・土木課・農林水産課が文化財課と情報共有を図りつつ実施する。

⑩ 雷電宮・石造物の維持管理

雷電宮や庚申塔・百万遍などの近世以降の歴史遺産は地元自治会が管理する。

⑪ 冬季間の便益施設等の維持管理

史跡内に設置する据置型の腰掛は冬季間は撤去するものとし、撤去作業は文化財課が実施する。

第6章 事業計画

本計画に示す事業は、「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画」に定めた第1期整備期間である短期（令和3～6年度）・中期（令和7～12年度）の実施事業に相当する。

本計画において事業内容が具体化したことを受けて、保存活用計画の事業工程の見直しを行い、以下のとおりの事業計画とする。

(1) 事業工程

本計画は2つの史跡を対象として整備事業を実施するが、いずれも整備対象範囲が広大であるため、両史跡の整備時期をずらして段階的に実施していく必要がある。ただし、亀ヶ岡石器時代遺跡については、史跡の本質的価値に関わる出土遺物の内容や特徴、さらには学史的意義を説明する上でガイダンス施設の果たす役割は非常に大きく、現地整備からあまり時間を置かずにガイダンス施設整備を進めることが、来訪者に史跡の価値をより効果的に伝えていくために重要である。そこで、まずは亀ヶ岡石器時代遺跡の整備に着手し、その後、ガイダンス施設、田小屋野貝塚の順序で段階的に整備を実施していくものとする。

(2) 事業実施の考え方

本計画に示す事業計画では、ガイダンス施設整備が田小屋野貝塚整備に先行する工程となっている。しかし、整備方針においては現地整備の優先を原則とし、令和6年度の全体整備基本設計に基づいて田小屋野貝塚の令和10年度以降の実施設計及び整備工事を着実に進めていくこととし、現地整備とガイダンス施設整備に齟齬が生じないよう留意する。

表 17 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備工事事業計画表

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
設計等	全体整備基本設計 亀ヶ岡立木位置測量 田小屋野地形測量、 立木位置測量	亀ヶ岡：全体整備実 施設計 ガイダンス施設・外 構基本設計(内製講座 含む) ガイダンス展示基本 設計	ガイダンス施設・外 構実働設計 ガイダンス展示実働 設計	工事監理・設計調整 (亀ヶ岡・ガイダン ス施設)	工事監理・設計調整 (亀ヶ岡・ガイダン ス施設)	田小屋野：全体整備 実働設計	工事監理・設計調整 (田小屋野・駐車場 等)	工事監理・設計調整 (田小屋野)	工事監理・設計調整 (田小屋野)	工事監理・設計調整 (田小屋野)
	亀ヶ岡石器 時代遺跡		撤去・伐採・造成・ 新設施設・地盤補強	選構整理、低運地 デッキ、植栽、選構 解説版	案内開設版・ベン チ、舗装仕上					
整備工 事	田小屋野 貝塚					撤去・伐採・造成、 新設施設、地盤補強	伐採・造成、舗装路 盤、地盤補強	造成、舗装路盤・地 盤補強、樹木植栽、 選構表版		案内開設施設・舗装 仕上・ベンチ
	公開品用 ゾーン	水道管敷設協議・施工		ガイダンス施設建設工事	ガイダンス施設展示 工事	ガイダンス施設展示 準備・供用開始 駐車場、広場整備 工事				
VR・ARシステム									WiFi構築、VR・AR コンテンツ制作	

— 資料編 —

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚植栽調査 概要報告

概要

亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚の丘陵上は農地や住宅地に利用されていた土地で、古代から残る大木や名木等はない。人の手の入った2～3次林であり、両遺跡共に植生は似ている。

亀ヶ岡石器時代遺跡の湿地帯には、ヨシ、アシ類が密生し実生樹木が繁茂しており荒廃した印象である。地形図を見ないと湿地帯と気付かない。水の流入・流出について調査する必要がある。また、亀ヶ岡石器時代遺跡の現在の駐車場周辺には近年植栽されたシラカバ林がある。

田小屋野貝塚は、亀ヶ岡石器時代遺跡よりヤナギ類が多く見受けられる。

かつての住宅地の周りには、闊葉種の高中低木、草本類が見受けられる。各宅地の境界を示すように、南北方向に生垣類や低木類、クロマツ林が植栽されている箇所がある。

現地で見られた樹種

針葉樹	アスナロ、イチイ、カイツカイブキ、クロマツ、スギ、ヒノキ モミノキ等
広葉樹	イタヤカエデ、モミジ類、クリ、クルミ類、シラカバ、シロダモ、ネムノキ、ウメ、カキノキ、カリン、ケヤキ、ブナ、コブシ類、サクラ類、トチノキ、ナナカマド、ミズナラ、カシワ、ニセアカシア ヤナギ類等
中低木・その他	ウツギ類、グミ類、クワ類、ニワトコ、マサキ、ムクゲ、ツゲ、ヒメリンゴ、ツバキ類、アジサイ類、ツツジ類、アケビ、クズ、フジ、クマザザ、ヨシ、アシ等

法面の植栽について

法面についても亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚共に植生は近似している。特に、スギ、クロマツの大木が目につく。比較的、区域によって優先する樹種がはっきりしている。これは、区域毎に伐採され植林した時期に関係するものと思われる。

法面で見られた樹種

針葉樹	クロマツ、スギ等
広葉樹	イタヤカエデ、モミジ類、クリ、クルミ類、ケヤキ、ニセアカシア、 ミズナラ、ヤナギ類等
中低木・その他	ウツギ類、ニワトコ、アケビ、クズ、フジ、クマザザ等

■ 植栽調査 亀ヶ岡石器時代遺跡

※ 記号は P91・94 に対応

記号	名称	規格			数量	備考
		H	C	W		
1	イチイ	11.0	0.65	6.0	33.0 本	全50本の内2/3伐採
	モミ、イタヤカエデ	11.0	0.65	6.0	20.0 本	全30本の内2/3伐採
	シラカバ	10.0	0.5	4.0	4 本	保存
	クマザサ	-	-	-	-	林床整理
	ナナカマド	-	-	-	-	保存
2	モミ	11.0	0.55	-	10 本	
	イチイ	11.0	0.55	-	3 本	
	ケヤキ	11.0	0.55	-	1 本	保存
3	モミ、イチイ	11.0	0.55	-	26 本	全40本の内2/3伐採
	スギ	7.0	0.25	-	7 本	全10本の内2/3伐採
4の1	シラカバ	11.0	0.4	-	140 本	
4の2	イチイ、モミノキ、シラカバ、ネムノキ、クロマツ(実生)	6.0~11.0	-	-	830 m2	水路際
5	ブナノキ、イチイ、モミノキ	-	-	-	1,670 m2	
6	クリ	9.0	-	-	5 本	保存
7	カエデ類	3.0	-	-	8 本	
	ニワトコ	2.0	-	-	3 本	赤い実の木
	実生の中高木	2.0	-	-	10 本	
	ヨシ、アシ類	-	-	-	1,420 m2	湿地内
8	イタヤカエデ	4.5	-	-	3 本	
	ムクゲ	4.5	-	-	20 本	
	五葉のアケビ	-	-	-	-	
9	クリ	12.0	-	8.0	1 本	保存
10	サクラ類	-	-	-	3 本	
	クロマツ	-	-	-	2 本	
	カキノキ	-	-	-	1 本	
	イタヤカエデ	-	-	-	2 本	
	グミ類	-	-	-	3 本	
11	クロマツ	6.0	0.8	5.0	4 本	
	サクラ類	4.5	0.6	4.0	2 本	
12	ナラ類	11.0	1.1	8.0	1 本	
	クワ類	5.0	0.35	3.0	2 本	
	スギ	5.0	0.4	2.0	2 本	
13	ウメ	-	-	-	1 本	
	サクラ類	-	-	-	3 本	
	フジズル	-	0.4	-	3 本	
14	トチノキ	-	-	-	1 本	保存
15	クルミ類	10.0	0.65	2.0	10 本	
	イタヤカエデ	8.0	0.5	6.0	2 本	
	サクラ類	5.0	0.5	4.0	1 本	
	スギ	8.0	0.65	8.0	1 本	
16	クロマツ	7.0	0.5	4.0	7 本	
	モミジ類	6.0	0.5	6.0	3 本	
17	クロマツ	5.0	0.65	4.0	10 本	
18	クルミ類	3.0	0.15	3.0	4 本	
19	イタヤカエデ	10.0	0.8	5.0	2 本	
	イタヤカエデ	4.0	0.2	2.0	5 本	
	クワ類	4.0	0.15	3.0	4 本	
	ナラ類	10.0	1.0	10.0	1 本	
	下枝落とし	-	-	-	-	本
20	アスナロ	12.0	0.8	6.0	1 本	
	トチノキ	6.0	0.5	4.0	1 本	保存
	モミジ類	6.0	0.7	6.0	1 本	
	シロダモ	5.0	0.5	4.0	1 本	
21	ツタ類(サルナシ)	-	-	-	-	本
22	クルミ類	6.0	0.55×2	4.0	1 本	
	ノムラモミジ	4.5	0.7	3.0	1 本	

記号	名称	規格			数量	備考
		H	C	W		
23	イタヤカエデ	-	-	-	1	本 保存
	ケヤキ	-	-	-	2	本 保存
	ヤマグワ、グミ類	4.0	0.2	3.0	8	本 伐採し眺望を良くする
24	カキノキ	5.0	0.35	4.0	1	本
	カイズカイブキ	3.5	0.35	2.0	1	本
	イタヤカエデ	3.0	0.2	3.0	3	本
	ケヤキ	5.0	0.3	3.0	2	本
25	ナナカマド	5.0	0.4	3.0	3	本
	カリン	5.0	0.4	3.0	2	本
	サクラ類	6.0	0.5	4.0	6	本
	サルナシ	6.0	0.5	3.0	1	本
	スギ	4.0	0.3	2.0	1	本
26	スギ	20.0	-	8.0	1	本 伐採し眺望を良くする
27	スギ	8.0~13.0	-	3.0~7.0	13	本
	クロマツ	11.0	0.8	4.0	5	本
28	クロマツ	4.0	0.8	4.0	1	本
29	マサキ	3.0	0.1	1.2	20	本
	グミ類	6.0	0.7	5.0	1	本
	サクラ類	5.0	0.7	4.0	1	本
	クロマツ	5.0	0.4	3.0	4	本
	コブシ類	4.0	0.4	4.0	2	本
30	シダレモミジ	3.0	0.5	4.0	1	本
31	クロマツ	7.0	0.8	4.0	4	本
32	モミジ類	4.0	0.6	4.0	1	本
33	スギ	18.0	1.1	6.0	20	本 間伐
34	低木	1.8	-	1.0	8	m 伐採
35	クロマツ	7.0	1.1	6.0	7	本
36	ヒノキ類	5.0	0.4	2.0	4	本
	モミジ類	4.0	0.3	3.0	1	本
	クロマツ	4.0	0.5	3.0	1	本
37	イタヤカエデ	8.0	1.2	8.0	2	本
	法面					
A	クロマツ、スギ、イタヤカエデ、ケヤキ、ニセアカシア					
B	ヤナギ、ミズナラ					
C	スギ、クロマツ、ケヤキ、イタヤカエデ					
D	クロマツ					
E	スギ、ケヤキ、ニセアカシア					
F	スギ					
G	クロマツ、イタヤカエデ、クミ、ニセアカシア、ヤナギ					
H	スギ、ニセアカシア、クミ類					
I	ニセアカシア、クミ類(カエデ無し)					
J	スギ主体、ケヤキ、クリ、ニセアカシア、ミズナラ					

■ 植栽調査 田小屋野員塚

記号	名称	規格			数量	備考
		H	C	W		
A	オニグルミ、イタヤカエデ、アケビ、フジ、クマザサ	-	-	-	200	m2 林床を整理
B	オニグルミ、ミズナラ、クマザサ、フジ、カシワ、イタヤカエデ別種	-	-	-	420	m2 法面保護が必要
C1	ニセアカシア	15.0	0.9	8.0	5	本 法面部
	オニグルミ	14.0	1.6	10.0	1	本
C2	クリ類	8.0	1.2	6.0	1	本 保存

記号	名称	規格			数量	備考
		H	C	W		
D	クリ	3.5	0.2	3.0	2	本
	オニグルミ	3.5	0.2	3.0	2	本
	イタヤカエデ	3.5	0.3	4.0	4	本
	フジズル	-	-	-	1	本
	ケヤキ	6.0	0.8	6.0	1	本
	ツゲ	3.5	0.7	4.0	1	本
E	ヤナギ	13.0	0.9	8.0	15	本
F	スギ	17.0	1.1	8.0	7	本 法面部
	クロマツ	15.0	1.0	8.0	20	本 法面部
G	クロマツ	13.0	1.2	8.0	25	本 クルミ類、カシワ等含む
H	クロマツ	7.0	0.8	4.0	8	本
	イチイ	6.0	0.7	4.0	1	本
	サクラ	6.0	0.8	5.0	1	本
	ツツジ類	2.5	0.4	3.0	1	本
I	マツ類	5.0	0.8	4.0	3	本
	ノムラモミジ	6.0	0.5	4.0	1	本
	ナナカマド	4.0	0.5	2.5	1	本
	ツゲ	3.0	0.7	3.0	3	本
	フジズル	-	-	-	5	本
J	マツ類	3.0	0.6	2.0	6	本
	イチイ	3.0	0.4	1.5	1	本
	ツツジ類	1.5	0.3	1.5	7	本
	モミジ類	2.5	0.7	3.0	2	本
	ツバキ	2.0	0.3	1.5	3	本
	ヒメリンゴ	5.0	0.7	4.0	1	本
K	マサキ	3.0	0.3	2.0	20	本
	ナナカマド	5.0	0.5	3.0	1	本
	ヒメリンゴ	3.5	0.4	2.0	4	本
L	ケヤキ	12.0	1.6	10.0	1	本
	ナナカマド、モミジ類	5.0	0.6	4.0	5	本
	ツツジ類	2.0	-	-	15	本
M	クロマツ	18.0	1.2	8.0	20	本
	ツツジ類	3.0	-	-	40	本
N	ツツジ類	0.8	1.0	-	85	m
O	ケヤキ類	7.0	0.7	4.0	4	本
P	ヤナギ類	16.0	1.1	8.0	15	本
Q	ウツギ類	2.5	0.2	2.0	3	本
R	ヤナギ類	12.0	1.0	5.0	15	本
S	ヤナギ類	11.0	1.0	4.0	15	本
T	マツ類	3.0	0.2	1.0	368	本 ビッチ1.5m(830m2CAD計測)
U	オニグルミ	7.0	0.5	7.0	17	本
V	スギ、クリ、クロマツ、ニセアカシア、クマザサ	18.0	-	-	-	本 保存
W	ヤナギ類、クルミ類、クロマツ	6.0~10.0	-	-	-	本 ビッチ1.5m
X	ウチキ類	2.0	-	2.0	20	本
	ツツジ類	1.5	-	1.0	15	m
Y	ニセアカシア、クロマツ、イタヤカエデ、クマザサ	10.0~18.0	-	-	-	本
Z	ヤナギ	12.0	0.8	7.0	10	本
	ミズナラ	15.0	0.8	6.0	3	本
	クス刈り、下草刈り	-	-	-	420	m2
法面						
1	クロマツ					
2	ヤナギ、ニセアカシア、ニワトコ					
3	クロマツ、ニセアカシア、ニワトコ					
4	ヤナギ、ニセアカシア、ニワトコ					
5	クロマツ、スギ、クリ、イタヤカエデ					

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存整備検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚の次に掲げる事項について検討し、つがる市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して意見を述べるものとする。

- (1) 史跡及びその周辺（以下「史跡等」という。）の保存、活用、整備方法に関する事項
- (2) 史跡等の整備計画に関する事項
- (3) 史跡等の調査及び研究に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその翌年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて教育委員会教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、同一案件について再度招集し、なお半数に満たないときはこの限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化財課が行う。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(史跡亀ヶ岡石器時代遺跡等調査指導委員会要綱の廃止)

2 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡等調査指導委員会要綱（平成29年教育委員会告示第13号）は、廃止する。

引用・参考文献

- 青森県教育委員会 2020『青森県遺跡地図』
- 青森県農林部農地計画課 1994『土地分類基本調査 金木』
- 青森県立郷土館 1995『木造町田小屋野貝塚』青森県立郷土館調査報告第35集・考古-10
- 佐藤傳藏 1896a「陸奥国亀ヶ岡第二回発掘報告」『東京人類学会雑誌』11巻124号 東京人類学会
- 佐藤傳藏 1896b「陸奥国亀ヶ岡石器時代遺跡地勢地質及ビ発見品」『東京地学協会報告』18巻2号
東京地学協会
- つがる市 2010『つがる市都市計画マスタープラン』
- つがる市 2016『第2次つがる市総合計画（平成28年度～平成37年度）』
- つがる市 2020a『第2期つがる市地域活力創生総合戦略』
- つがる市 2020b『つがる市景観計画』
- つがる市 2022『つがる市防災ハザードマップ』
- つがる市教育委員会 2009『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』
- つがる市教育委員会 2015『つがる市合併10周年記念冊子 つがる市の環境変遷と縄文遺跡』
- つがる市教育委員会 2016『田小屋野貝塚総括報告書』つがる市遺跡調査報告書9
- つがる市教育委員会 2019『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』つがる市遺跡調査報告書11
- つがる市教育委員会 2021a『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書』
- つがる市教育委員会 2021b『第2期つがる市教育振興基本計画』
- 文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき I～IV』
- 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚整備基本計画書

発行日 令和6(2024)年3月27日
編集・発行 青森県つがる市教育委員会
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑52
TEL 0173-49-1194(文化財課) FAX 0173-49-1212(代表)
印刷 有限会社 アート印刷
〒037-0011 青森県五所川原市金山字亀ヶ岡46-7
TEL 0173-34-4487



青森県つがる市教育委員会